

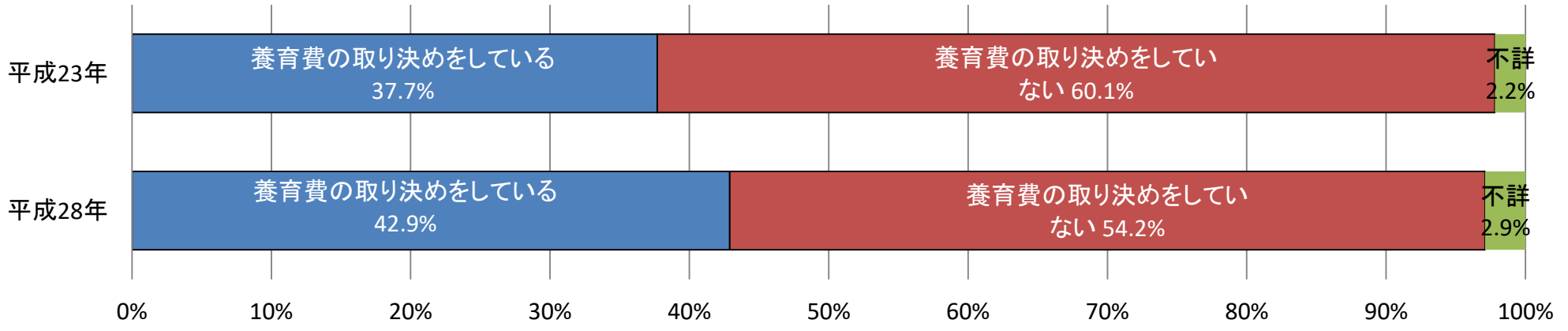
養育費について

厚生労働省
子ども家庭局家庭福祉課

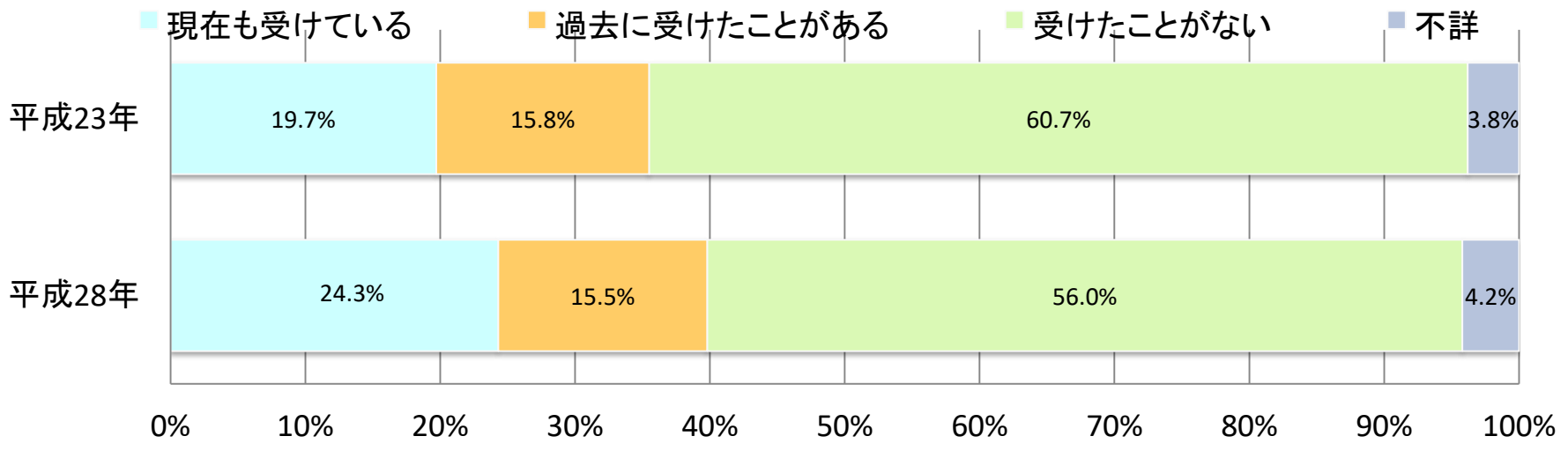
1. 養育費の現状1頁
2. 養育費確保に関する取り組み6頁

1 母子家庭の養育費の取り決め及び受給状況

○ 養育費の取り決め状況は、母子家庭の母では、「取り決めをしている」が42.9%となっている。



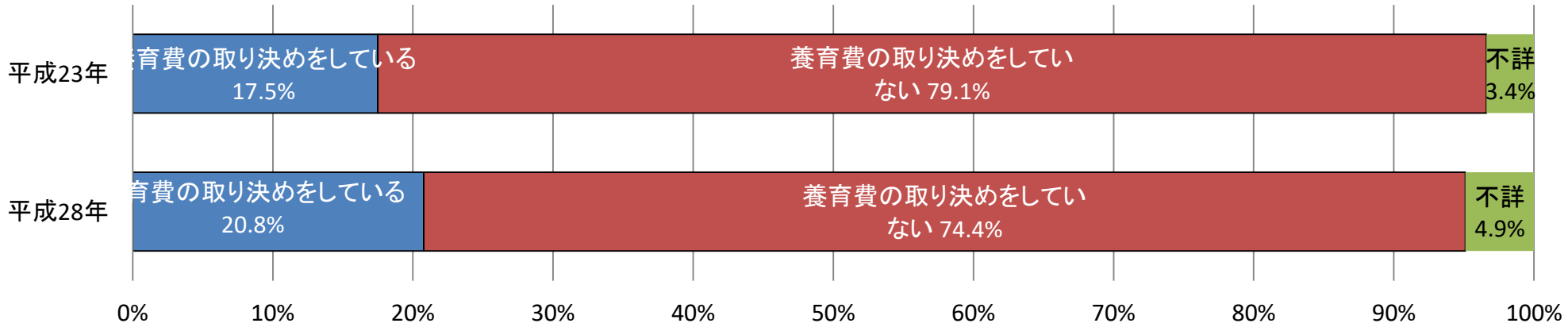
○ 母子世帯の母の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が24.3%、「過去に受けたことがある」が15.5%、「受けたことがない」が56.0%となっている。



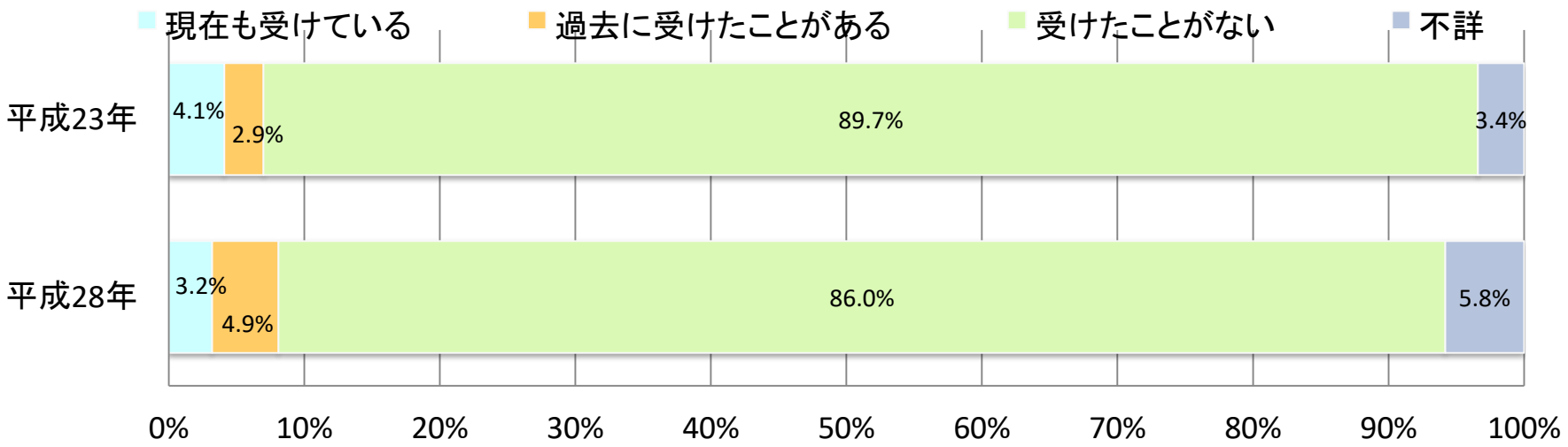
(平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果)

2 父子家庭の養育費の取り決め及び受給状況

○ 養育費の取り決め状況は、父子家庭の父では、「取り決めをしている」が20.8%となっている。



○ 父子世帯の父の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が3.2%、「過去に受けたことがある」が4.9%、「受けたことがない」が86.0%となっている。



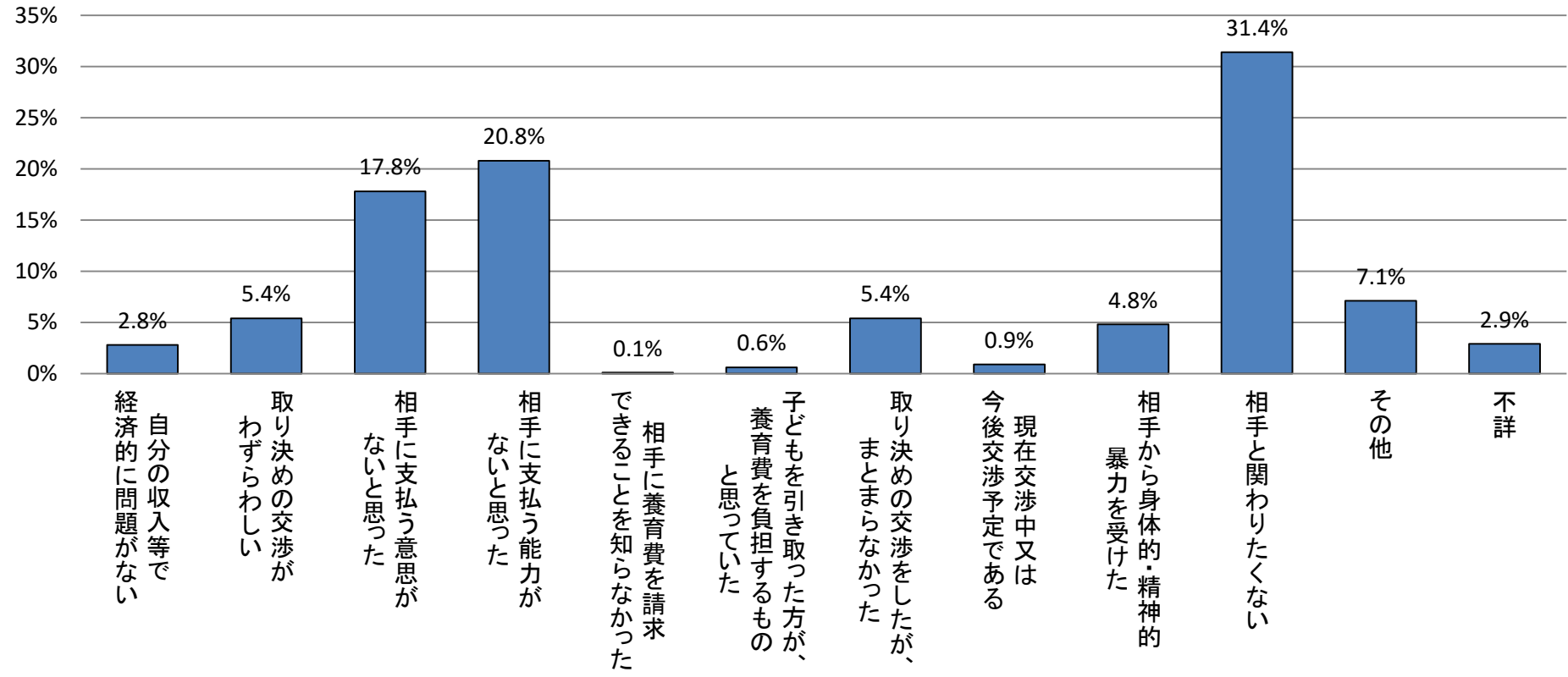
(平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果)

3 母子家庭の養育費の取り決めをしていない理由

○ 母子世帯の母が養育費の取り決めをしていない理由としては、「相手と関わりたくない」が31.4%（前回調査23.1%）と最も多く、次いで「相手に支払う能力がないと思った」が20.8%、「相手に支払う意思がないと思った」が17.8%となっている。

（注）取り決めをしていない理由の「相手に支払う意思がないと思った」と「相手に支払う能力がないと思った」については、前回調査では「相手に支払う意思や能力がないと思った」となっており、調査結果は、48.6%と最も多くなっている。

母子家庭の母の養育費の取り決めをしていない理由（最も大きな理由）



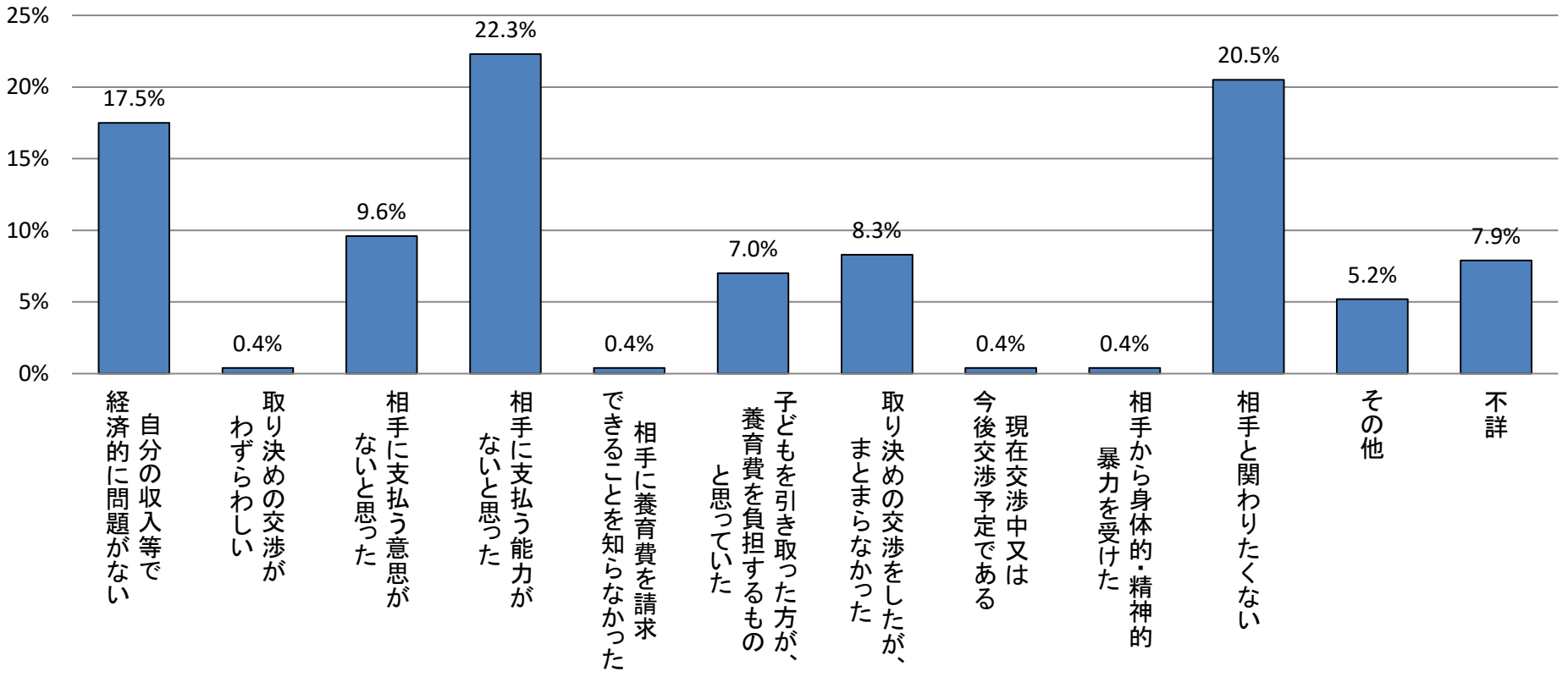
（平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果）

4 父子家庭の養育費の取り決めをしていない理由

○ 父子世帯の父が養育費の取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う能力がないと思った」が22.3%と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が20.5%（前回調査17.0%）となっている。

(注) 取り決めをしていない理由の「相手に支払う意思がないと思った」と「相手に支払う能力がないと思った」については、前回調査では「相手に支払う意思や能力がないと思った」となっており、調査結果は、34.8%と最も多くなっている。

父子家庭の父の養育費の取り決めをしていない理由(最も大きな理由)



(平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果)

5 子どもの数別養育費(1世帯平均月額)の状況

- 母子世帯が受けている養育費の1世帯平均月額は、43,707円となっている。
- 父子世帯が受けている養育費の1世帯平均月額は、32,550円となっている。

	平均	(参考)		
		1人	2人	3人
母子世帯	43,707円 (610)	38,207円 (328)	48,090円 (222)	57,739円 (46)
父子世帯	32,550円 (25)	29,375円 (11)	32,222円 (11)	42,000円 (3)

注:1) 養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯で、額が決まっているものに限る。

注:2) 括弧書きは集計客体数

養育費に関する相談支援

目指すべき方向

○養育費の取決め率の増	(母子家庭) 約43%	(父子家庭) 約21%	➔	○ひとり親家庭の生活の安定
○養育費の受給率の増	約24%	約3%		○ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

養育費相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

養育費の相談支援の仕組み

国（厚生労働省）が養育費相談支援センターに委託して実施（平成19年度創設）

【委託先: (公社) 家庭問題情報センター (FPIC)】

- 養育費に係る各種手続等に関する分かりやすい情報の提供
→ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
- 地方公共団体等において養育費相談に対応する人材の養成のための各種研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する困難事例への支援
- 母子家庭等からの電話、メールによる相談対応
 - ・電話相談：0120-965-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108
 - ・メール相談：info@youikuhi.or.jp
 - 〔相談時間：平日（水曜日を除く）10:00～20:00
水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00〕

(参考) 平成30年度実績：・相談延べ件数：7,516件、・研修等の実施：80回

地方自治体（都道府県等）が直営又は委託して実施

(母子家庭等就業・自立支援センター等)

- ・研修
- ・サポート

- リーフレット等による情報提供
- 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行の手続きに関する相談等
- 母子家庭等への講習会の開催
- 弁護士による法律相談（平成28年度から）
- ・養育費等支援事業実施自治体数：110自治体
養育費専門相談員による相談延べ件数：6,333件
養育費専門相談員の設置：44か所、63名
- ・弁護士による相談実施自治体数：103自治体
弁護士による相談延べ件数：4,611件

- ・困難事例の相談

離婚前後親支援モデル事業（令和元年度～）

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うモデル事業を新たに実施する。

＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

＜補助率＞ 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2

＜モデル事業イメージ＞

地方自治体



民間団体

＜事業の全部又は一部を委託可＞

講座等の開催

①親支援講座

【講義】

- ◆ 離婚前後の父母等を対象に、離婚が子どもに与える影響や養育費等の取り決めの重要性等に関する講習を実施する。
- ◆ 講義を行う者の選定に当たっては、学識経験者、元家裁調査官など離婚問題に関し知見を有する者、父母教育プログラム等を実施している民間団体等に協力を依頼する。

【グループ討議】

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、当事者間での意見交換の場を提供する。
また、様々な立場の当事者の意見を聞くことができるような工夫も行う。

②情報提供

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、ひとり親向けの支援施策や相談窓口等の情報提供を行う。

③養育費の履行確保（R2～）

- ◆ 公正証書の作成支援及び養育費の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援等を行う。



- 子どもの心情の理解
- 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
- 養育費や面会交流に関する取り決めに促進
- ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能
- 養育費の履行を確保

